

支援業務諮問委員会に関する規定等

H18.7.19

1 電気通信事業法

第113条（支援業務諮問委員会） 支援機関には、支援業務諮問委員会を置かなければならぬ。

2 支援業務諮問委員会は、支援機関の代表者の諮問に応じ、交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法その他支援業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を支援機関の代表者に述べことができる。

3 支援業務諮問委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、支援機関の代表者が任命する。

2 基礎的電気通信役務支援業務規程（18年3月31日総務大臣認可）

第24条（支援業務諮問委員会の設置等） 協会に、委員会を設置する。

2 委員会は、会長の諮問に応じ、交付金の額及び交付の方法、負担金の額及び徴収方法その他支援業務の実施に関する重要審議事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を会長に述べるものとする。

第25条（委員の任命及び解任）

第26条（委員の任期）

第27条（委員長及び副委員長）

第28条（議事）

第29条（庶務）

第30条（委員会の運営方法） この規程に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が別に定める支援業務諮問委員会運営規程による。

3 諮問委員会委員の守秘義務

支援業務規程 第35条（役員等の機密保持義務）

支援業務規程の概要

1 総務省令で定める支援業務の実施に関する事項

支援業務規程で定めるべき事項は、次のとおり（法第 106 条及び第 107 条、法第 109 条から第 113 条まで、法第 115 条及び第 116 条並びに算定規則第 34 条各号）。

- ① 支援業務を行う時間及び休日に関する事項
- ② 支援業務を行う事務所に関する事項
- ③ 支援業務の実施の方法に関する事項
- ④ 交付金の額及び負担金の額の算定方法に関する事項
- ⑤ 交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項
- ⑥ 支援機関の役員の選任及び解任に関する事項
- ⑦ 支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項
- ⑧ 支援業務に関する秘密の保持に関する事項
- ⑨ 支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- ⑩ その他支援業務の実施に関し必要な事項

2 支援業務規程の主な規定内容

支援機関から申請のあった支援業務規程は、算定規則第34条各号で定める支援業務の実施に関する事項について、それぞれ明確に規定されている。主な規定内容は下表のとおり。

支援業務規程で定めるべき事項	支援業務規程の主な規定内容
① 支援業務を行う時間及び休日に関する事項	<p>【支援業務を行う時間】</p> <ul style="list-style-type: none">午前9時～午後5時30分（休日を除く。） <p>【休日】</p> <ul style="list-style-type: none">土日及び国民の祝日並びに年末年始（12/29～1/3）
② 支援業務を行う事務所に関する事項	<ul style="list-style-type: none">東京都港区西新橋1-1-3（東京桜田ビル内）
③ 支援業務の実施の方法に関する事項	<p>【支援業務の実施方針】</p> <ul style="list-style-type: none">法令等に基づき、適正かつ効率的な運営を図り、支援業務を適確に実施すること。 <p>【支援業務室の設置】</p> <ul style="list-style-type: none">支援業務に関する事務等を所掌させるため支援業務室を設置すること。 <p>【支援業務員等の配置】</p> <ul style="list-style-type: none">支援業務室に、支援業務を専担する職員として支援業務員を配置（支援機関の代表者（以下「代表者」という。）が選任）すること。支援業務に関する事務等を統括させるため、支援業務室に支援業務員の中から支援業務室長を配置（代表者が任命）すること。
④ 交付金の額及び負担金の額の算定方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none">交付金の額及び負担金の額の算定は、それぞれ算定規則第5条及び第27条に定めるところによること。
⑤ 交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none">交付金の交付及び負担金の徴収は、それぞれ算定規則第4条及び第28条に定めるところにより、総務大臣に認可の申請をし、当該認可を受けた方法によること。
⑥ 支援機関の役員の選任及び解任に関する事項	<ul style="list-style-type: none">役員の選任及び解任は、それぞれ定款に定めるところにより、総会の議決により行い、かつ、その選任及び解任をしようとするときは、総務大臣の認可を受けること。

支援業務規程で定めるべき事項	支援業務規程の主な規定内容
<p>⑦ 支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項</p>	<p>【委員の任命】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援業務諮問委員会（以下「委員会」という。）の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者の中から総務大臣の認可を受けて代表者が任命すること。 <p>【委員の解任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委員会の委員は、次の事由に該当するときに代表者が解任できること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないとき ② 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があるとき
<p>⑧ 支援業務に関する秘密の保持に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員、職員又はこれらの職にあった者は支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。 ● 委員会の委員にも秘密保持義務が適用されること。
<p>⑨ 支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項</p>	<p>【支援業務に関する帳簿等の備付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 算定規則第37条第1項各号に掲げる事項を記載した帳簿等を備えること。 <p>【保存期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援業務に関する帳簿 記載の日から5年間 ● 支援業務に係る会計帳簿等 支援機関が定める会計規程に定める期間 ● 支援業務に関する書類 受付の日から5年間
<p>⑩ その他支援業務の実施に 関し必要な事項</p>	<p>【支援業務に関する書類の情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援業務報告書、貸借対照表、収支計算書、事業計画書、収支予算書等は事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること。 <p>【情報公開規程の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援業務の運営の透明性を確保するため、情報公開規程を整備すること。